

購買見積条件書
工事請負見積条件書
委託見積条件書
輸送請負見積条件書

第1条（目的）

この見積条件書は、株式会社 J E R A（以下、「発注者」という。）が行う見積依頼から契約先および契約予定金額の決定にいたるまでの基本事項を規定するものであり、見積者（発注者から見積依頼を受けた者をいう。以下同じ。）はこの見積条件書を遵守する。

第2条（見積方式）

発注者は、見積依頼にあたり、次の各号に定める方式を適宜用いて、優先交渉権保有者および契約予定金額を決定する。

（1）一括競争見積

発注者が複数の見積者を指名し、競争見積に基づき優先交渉権保有者および契約予定金額を決定する方式

（2）特命見積

発注者が特定の見積者を指定し、この見積者の見積に基づき契約予定金額を決定する方式

（3）その他

その他発注者が都度指定した方式

第3条（見積価格）

見積者は、この見積条件書のほか、発注者が契約種別ごとに定める各基本契約書（以下、「基本契約書」という。）および発注者が見積依頼時に提示する関係書類ならびに現場施工を伴う場合の安全関係図書（以下、これらを「見積関係図書」という。）に従い、最も適切かつ経済的な価格を見積るものとする。

- 2 発注者の見積依頼内容が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第2条第1項の規定による建設工事である場合は、見積者は、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を見積価格に適切に計上し、発注者から求めがあった場合は内訳として明示するものとする。ただし、当該内訳の金額は、別途定めがある場合を除き、発注者および受注者を拘束するものではない。

- 3 見積価格には消費税等（消費税および地方消費税相当額をいう。）を含めない。

第4条（費用の負担）

発注者および見積者は、電話代、郵送代、振込手数料、インターネット接続料等の費用について、見積関係図書において特に定めた場合を除き、発信する者、振り込む者、接続する者等が各々負担する。

- 2 見積に要する費用はすべて見積者が負担するものとし、契約が成立しない場合であっても発注者は負担しない。ただし、見積関係図書において特に定めた場合はこの限りでない。

第5条（見積書等の提出）

見積者は、見積関係図書に従い、見積書（内容明細を含む。以下同じ。）および必要な見積仕様書等（以下、これらを「見積書等」という。）を作成する。

- 2 見積者は、別途発注者が指定するインターネットを利用した電子データ交換（以下、「E D I」という。）システムにより、提出期限までに見積書等を提出する。ただし、E D Iシステムによりすることができない場合は書面によるものとし、見積依頼番号ごとに見積書に記名なつ印のうえ厳封し、提出期限までに提出する。なお、一旦提出した見積書は、E D Iシステム障害による不備等の場合を除き、差替、取消等を行うことができない。
- 3 見積者が見積書等の提出を辞退する場合は、辞退する旨およびその理由を提出期限までに発注者に回答する。なお、提出期限までに見積書等の提出がない場合は、発注者が見積者が見積を辞退したものとみなす。

- 4 見積書等が見積関係図書を満足しない場合は、発注者は当該見積を失格とすることができる。
また、書面による見積書の提出にあたって見積回答金額（単価契約の場合は見積回答単価）に訂正、改ざんがある場合および記名なつ印がない場合は、当該見積書を失格とする。
- 5 発注者は、一括競争見積において、第2順位以下の見積者に対しては、優先交渉権保有者決定の通知を行わない。

第6条（見積仕様書等の審査）

発注者は、見積者から見積仕様書等を受領したときはこれを審査（発注者の技術審査を行う箇所による審査を含む。）する。なお、発注者が見積仕様書等の内容を不適当と判断した場合は、発注者は見積者に対してその補正を求めることができる。

第7条（優先交渉権保有者の決定）

発注者は、一括競争見積により優先交渉権保有者を決定するときは、原則として見積関係図書を満足した見積書等の見積回答金額が最低のものを提出した見積者を優先交渉権保有者とする。

第8条（契約予定金額の決定）

発注者は、前条により決定した優先交渉権保有者または特命見積による特定の見積者（以下、これらを「優先交渉権保有者等」という。）の見積金額に基づき、発注者と優先交渉権保有者等との交渉により決定したものを契約予定金額とする。

2 発注者は、前項において、優先交渉権保有者等と交渉が成立しない場合は、前条の規定または見積方式にかかわらず、優先交渉権保有者等を変更することができる。

第9条（契約の締結）

前条により発注者と優先交渉権保有者等とが合意した場合は、発注者および優先交渉権保有者等は、所定の手続を経たうえで、基本契約書により契約を締結する。

第10条（事故・談合等）

見積者の責により人身事故、発電支障を生じさせる等、契約先としてふさわしくないと発注者が判断する事情があった場合、または談合等による不正行為を経て見積書が提出されたと認められる場合は、発注者は、見積依頼を取消または提出された見積書等を失格とすることができる。

2 本見積依頼に関し、見積者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に違反し公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた場合は、見積者は、契約成立の有無に関わらず、発注者の請求に基づき、基本契約書第12条（談合等に係る損害賠償）に準じて、発注者に対して損害賠償金を支払わなければならない。

第11条（秘密の保持）

発注者および見積者は、見積関係図書および見積書等を相手方の秘密情報として取扱い、契約成立の有無に関わらず、基本契約書第4条の2（秘密情報の適切な管理）および第11条（知的財産権の保護）（これらの「受注者」は「見積者」と読み替える。）を遵守しなければならない。

第12条（EDIシステムの適切な利用）

見積者は、別途発注者が提示する最新のEDIシステム操作説明書に従ってEDIシステムを利用することとし、ログインIDの不正利用等やEDIシステムの運営に支障をきたす恐れのある行為等を行ってはならない。

付則 この見積条件書は、2019年4月1日見積依頼分から適用する。

以上